

令和7年度暮らし安心法律相談

人吉球磨成年後見センターでは、人吉球磨地域にお住いの皆様が毎日安心して暮らしていただけるよう、定例相談会の他、住民の皆様のご都合に配慮した出張相談会を随時実施します。

相談内容：成年後見制度の利用、不動産の処分や管理、相続、遺言、遺産分割、預貯金の管理、施設の入所契約等なんでも構いません。相談は無料です。

成年後見制度は、こんな時に利用されます。

- ①悪徳な商取引の防止(訪問販売等による被害など)
- ②土地や建物等の財産管理
- ③預貯金等の管理(浪費による税や公共料金の滞納、介護費用の未払いなど)
- ④相続に際しての問題(相続人に認知症の方などがいる場合など)
- ⑤不動産を処分して、介護サービス費用や医療費に充てるなど
- ⑥各種契約の締結(介護や医療等のサービス契約)
- ⑦親族等による経済的虐待
- ⑧知的障害の子どもについての心配など
- ⑨老後について、元気なうちに決めたい。(委任契約、任意後見契約、遺言)



<定例相談会>

下記日程で午後1時30分から午後4時まで、人吉市総合福祉センター相談室で行います。

月	日	曜日
4月	3日	木
5月	1日	木
6月	5日	木
7月	3日	木
8月	7日	木
9月	4日	木

月	日	曜日
10月	2日	木
11月	6日	木
12月	4日	木
1月	8日	木
2月	5日	木
3月	5日	木

<随時相談会>

ご連絡いただきました相談に応じて、あらかじめ相談者様のご都合の良い日や時間等についてお尋ねいたします。そのうえで日程や相談会場を調整し、当方から法律の専門家(司法書士)が出向いておこたえいたします。

<申込及びお問い合わせ等> 最寄りの市町村、市町村社会福祉協議会、

中核機関人吉球磨成年後見センター(人吉市社会福祉協議会内)【☎24-8800】にご連絡ください。